

登録基準

岡崎市住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録基準

【申請者】	・ 個人又は法人	
【登録住宅】	・ 建築物ごとに登録	
【入居者要件】	【法で規定される者】 ①低額所得者（月収15万8千円以下） ②被災者（発災から3年未満） ③高齢者 ④障がい者 ⑤子育て世帯（高校生相当以下を養育している者） 【省令で規定される者】 ①外国人 ②中国残留邦人 ③児童虐待を受けた者 ④DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者 ⑤ハンセン病療養所入所者 ⑥北朝鮮拉致被害者 ⑦犯罪被害者 ⑧保護観察対象者 ⑨刑の執行等のため矯正施設に収容されていた者 ⑩困難な問題を抱える女性 ⑪生活困窮者 ⑫東日本大震災等の大規模災害の被災者 【供給促進計画で定める者】 ⑬海外からの引揚者 ⑭新婚世帯 ⑮原子爆弾被爆者 ⑯戦傷病者 ⑰児童養護施設退所者 ⑱LGBT（レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー） ⑲UIJ ターンによる転入者 ⑳住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者（自然人） ㉑失業者 ㉒ひとり親世帯 ㉓低額所得者（法第2条第1号に該当する者）の親族と生計を一にする学生 ㉔妊娠している者	
【規模・構造・設備】	・ 一般住宅（共同居住型住宅以外）	
	①(1)床面積が25㎡以上（既存住宅又は共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室若しくはシャワー室を備えることにより各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合は、18㎡以上。既存住宅及び共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室若しくはシャワー室を備えることにより各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合は、13㎡以上。） (2)2019年3月31日以前に工事完了された賃貸住宅でバリアフリーに配慮した場合に限り、各戸の床面積が18㎡以上	・ 法第10条第1項第1号 ・ 規則第10条 ・ 規則第10条第1項第1号、第2号、第3号 ・ 規則第15条
	②消防法若しくは建築基準法又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反しないもの	・ 法第10条第1項第2号 ・ 規則第11条第1項第1号イ
	③地震に対する安全性に係る建築基準法関係規定に適合又はこれに準ずるもの	・ 法第10条第1項第2号 ・ 規則第11条第1項第1号ロ
	④各戸が台所、便所、収納設備、浴室又はシャワー室を備えたものであること。（共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室若しくはシャワー室を備えることにより、各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあっては、各居住部分が台所、収納設備又は浴室若しくはシャワー室を備えたものであることを要しない）	・ 法第10条第1項第2号 ・ 規則第11条第1項第2号イ

【規模・構造・設備】	・共同居住型住宅（シェアハウス） <>内はひとり親世帯向け共同居住型住宅の場合	
	①床面積が $15\text{m}^2 \times A + 10\text{m}^2$ 以上であること（Aは、共同居住型住宅の入居者の定員、 $A \geq 2$ ） < $15\text{m}^2 \times$ ひとり親世帯を除く入居可能者数 $+ 22\text{m}^2 \times$ ひとり親世帯の入居可能世帯数 $+ 10\text{m}^2$ 以上（居住世帯数は2世帯以上）>	・法第10条第1項第1号 ・規則第10条第1項第4号 ・平成29年国土交通省告示第941号 ・令和3年国土交通省告示第277号
	②共同居住型住宅のうち住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅である部分にあっては、定員を1人として、専用部分の床面積（収納設備が備えられている場合は含む）が 9m^2 以上であること < 12m^2 以上（住宅の面積が、 $15\text{m}^2 \times$ ひとり親世帯を除く入居可能者数 $+ 24\text{m}^2 \times$ ひとり親世帯の入居可能世帯数 $+ 10\text{m}^2$ 以上の場合にあっては、 10m^2 以上）（各専用部分の入居世帯の定員は1世帯）>	・法第10条第1項第1号 ・規則第10条第1項第4号 ・平成29年国土交通省告示第941号 ・令和3年国土交通省告示第277号
	③消防法若しくは建築基準法又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反しないもの	・法第10条第1項第2号 ・規則第11条第1項第1号イ
	④地震に対する安全性に係る建築基準法関係規定に適合又はこれに準ずるもの	・法第10条第1項第2号 ・規則第11条第1項第1号ロ
	⑤共用部分に、居間、食堂、台所、便所、洗面設備、浴室又はシャワー室、洗濯室又は洗濯場を備えたものであること（これらの設備等が各専用部分に備えられている場合は共用部分に当該設備等を備えることを要しない） <浴室又はシャワー室を共用部分に備える場合は、少なくとも一室の浴室備えることとする。ただし専用部分に備えられている場合を除く>	・法第10条第1項第2号 ・規則第11条第1項第2号ロ ・平成29年国土交通省告示第941号 ・令和3年国土交通省告示第277号
【その他の基準】	⑥入居者の定員を5で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）に相当する人数が一度に利用するのに必要な便所、洗面設備及び浴室若しくはシャワー室を備えたものであること <入居可能者数及び入居可能世帯数の合計数を3で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）の便所及び洗面設備並びに当該合計数を4で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）の浴室又はシャワー室を設けていることとする>	・法第10条第1項第2号 ・規則第12条第1項第2号ロ ・平成29年国土交通省告示第941号 ・令和3年国土交通省告示第277号
	・特定の者について不当に差別的なものでないこと	・法第10条第1項第3号 ・規則第12条
	・入居を受け入れることとする者が著しく少数となるものでないこと	・法第10条第1項第3号 ・規則第12条
	・住宅確保要配慮者の入居を不当に制限しないものであること	・法第10条第1項第3号 ・規則第12条
	・家賃が近傍同種の賃貸住宅の家賃と均衡を失しないこと	・法第10条第1項第4号 ・規則第13条
	・住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針及び岡崎市住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅供給促進計画に照らし適切なものであること	・法第10条第1項第5号

【備考】

・国が実施している改修費に対する補助金を受けようとする場合は、住宅確保要配慮者の専用の賃貸住宅として登録する必要があるなど、別途条件がありますのでご注意ください。

【連絡先】

岡崎市都市政策部住環境政策課 住宅施策係

電 話：0564-23-6880

FAX：0564-23-7528